

# 令和5年12月 農業委員会総会

令和5年12月6日（水）

分庁舎2階第2多目的室

午後3時00分から午後5時00分まで

## 1. 出席者

### <農業委員>

1番	宮田	早苗	5番	石渡	潤一
2番	京増	孝一	6番	相京	文夫
3番	飯田	隆男	7番	木我	恭子
4番	綿貫	清	8番	石橋	義弘

### <農地利用最適化推進委員>

竹尾	謙一	小坂	和男
斉藤	孝壹	大塚	浩
篠原	庄一	小島	儀彦

## 2. 欠席者（農業委員）

なし

## 3. 農業委員会事務局 中村事務局長・鶴澤副主査（書記）・石橋主事

4. 議 題
- |       |                   |
|-------|-------------------|
| 第1号議案 | 農用地利用集積計画について（1件） |
| 第2号議案 | 農地法5条許可申請について（2件） |

# 酒々井町農業委員会総会会議録

令和5年12月6日（水）

中村事務局長 ただいまから令和5年12月の農業委員会総会を開会いたします。それでは、総会次第によりまして、会長よりご挨拶をお願いいたします。

相京会長 本日もご苦勞様です。先日開催されたふるさとまつりは4年ぶりの開催となり、あいにくの雨となりましたが無事終了することができました。委員の皆様のご協力感謝します。今年度最後の総会となりますが案件が複数ありますので慎重審議よろしくお願ひします。

中村事務局長 ありがとうございます。それでは、議事に移りたいと思いますが、議事の進行につきましては、会議規則により、会長をお願いいたします。

相京議長 それでは議事の進行を務めさせていただきます。本日の出席委員は、8名中、8名出席ですので、会議は成立しております。本日の議事録署名委員に、2番 京増孝一委員 3番 飯田隆男委員を指名します。また、書記に事務局の鵜澤副主査を任命します。なお、本日の総会は、議案2件その他となりますので、よろしくお願ひします。

相京議長 はじめに、第1号議案 農用地利用集積計画 整理番号1についてを議題とし、事務局の説明を求めます。

中村事務局長 第1号議案 農用地利用集積計画 整理番号1について説明させていただきます。資料の1ページをご覧ください。貸付者は富里市在住者・借受者は佐倉市に住所を有する法人です。設定場所は、上岩橋の農地5筆で、地目は畑、面積は合計で4,286㎡、利用計画は畑です。権利の種類は当初使用貸借と聞いておりましたが、年60,000円で賃貸借とするとのことです。設定期間は、3年の新規設定です。位置につきましては、2ページと3

ページの位置図をご覧ください。なお、整理番号1の計画につきまして、農業経営基盤強化促進法に規定する各要件を満たしております。以上で説明を終わらせて頂きます。

相 京 議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員の補足説明については小坂委員でよろしいでしょうか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

小坂推進委員 本申請地はいずれも荒廃しており、隣接地に迷惑かかっている状態です。上岩橋〇〇〇〇番〇から〇〇〇〇番〇は通学路に面しており、地元からも草刈りの要望が出ています。今回借り受ける方が決まり、遊休農地の解消につながるのは良いことだと思います。

相 京 議 長 小坂委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

相 京 議 長 特にないようですので、これから採決を行います。採決については、整理番号ごとに行います。農用地利用集積計画の整理番号1について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

中村事務局長 挙手全員です。

相 京 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号1につきましては、原案どおり答申することに決定します。

相 京 議 長 続いて、第2号議案 農地法第5条許可申請 整理番号1についてを議題とし、事務局の説明を求めます。

だきます。資料の4ページをご覧ください。譲受人は東京都港区に住所を有する法人、譲渡人はふじき野在住者です。申請地は、墨の農地1筆で、地目は畑、面積は62㎡です。なお、本申請での駐車場の建設は隣接する2筆と一体での転用を計画しており、本申請地以外の2筆の登記地目は山林のため農地法に関する手続きは不要となっております。申請理由は、コンビニエンスストア駐車場の増設です。申請の背景としてピーク時に既存駐車場が不足し路上駐車する等の事故が起きる危険性が生じている状態であることから増設を検討した結果、既存駐車場の隣接地の地主の合意が得られたことから本申請に至ったとのことです。権利の種類は、賃借権です。立地基準については、本申請地は、農用地区域及び10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域になく、また、第3種農地に該当しないため、第2種農地と判断しました。資力及び信用については、預貯金残高証明が添付されており、過去に農地転用の違反等もないことから資力及び信用性に問題はありません。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、令和6年1月10日着工予定、令和6年1月31日完了予定です。位置については5ページの位置図、6ページの公図をご覧ください。土地の造成については7ページの土地利用計画図をご覧ください。この図面の増設駐車場部分のうち、赤色で囲まれた部分のみが畑でそれ以外は山林のため、農地法に関する手続きは赤色の部分のみとなります。増設する駐車場区域のうち既存駐車場側はアスファルト舗装としますが、その隣は砂利敷として雨水が浸透するよう配慮するとのことです。また、増設駐車場の駐車スペースの奥側についても浸透舗装として雨水が浸透するよう配慮するとのことです。事業計画書については、8、9ページをご覧ください。用水については使用しません。雨水排水については敷地内の浸透舗装及び砂利敷きで処理し、汚水・雑排水は発生しません。防災計画・周辺農地の営農条件への被害防除対策については、工事期間中は侵入防止策を設けて防犯に配慮し、工事後はコンクリートブロック及びフェンスを設置して土砂の流出の防止に配慮するとのことです。また、本申請は駐車場の建設であるため、日照・通風への影響はありません。以上で説明を終わらせて頂きます。



については、預貯金残高証明が添付されており、過去に農地転用の違反等もないことから資力及び信用性に問題はありません。農地転用許可後は、本申請に係る用途に遅滞なく供することで、許可後着工予定、令和6年6月30日完了予定です。位置については11ページの位置図、12ページの公図をご覧ください。土地利用計画図については13ページをご覧ください。事業計画については、14、15ページをご覧ください。土地の造成については、軽く整地するのみで切土・盛土は行わず、パネルの杭については地面に直接打ち込み設置するとのことです。土地選定理由は、譲受人が自社所有の発電所による売電事業の開始に向け発電所用地を探した結果、本申請の譲渡人より将来にわたって農業を行う意思がなく処分を希望しているという情報を得て、交渉の結果、合意に至ったことから本申請に至ったとのことです。用水については使用しません。雨水排水については、敷地内で自然浸透とし、汚水・雑排水は発生しません。なお、13ページの土地利用計画図の中の排水計画図とおおり本申請地の外周に高さ30cmの堤体を設置し、雨水が隣接地に流出しないよう配慮するとのことです。防災計画については、工事中は常に責任者を設置し安全確認に努め、工事後は定期的な設備点検・雑草の管理を徹底します。また、フェンスの設置及び門扉の施錠により防犯に配慮するとのことです。以上で説明を終わらせて頂きます。

相 京 議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員の補足説明については石渡委員でよろしいでしょうか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

石 渡 農 業 委 員 本申請地は何十年も作付けされておらず荒れ地となっています。○が相続したと聞いておりますが、その後○○が亡くなり誰も耕作する気はないようです。太陽光発電用地への転用もやむを得ないと思います。

相 京 議 長 石渡委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。





相 京 議 長 他にないようなので、質疑を終了します。申請代理人におかれましては、お忙しいところご苦労様でした。

(申請代理人 退室)

相 京 議 長 続いて、農地法第5条許可申請 整理番号2について申請代理人を呼んでおりますので入室させて下さい。

(申請代理人 入室)

相 京 議 長 最初に申請関係者であるかどうかの確認をさせていただきます。自己紹介をお願いします。

申 請 人 地権者の〇〇〇〇様から農地を譲り受け太陽光発電施設の建設を計画している〇〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇と申します。よろしくお願いします。

相 京 議 長 今、提出されました農地法5条の許可申請について審議しているところですが、申請に至った経緯や事業計画等について説明をお願いします。

申 請 人 弊社は太陽光発電事業を軸に事業を行っています。日当たりが良く太陽光発電施設の設置に適した場所を探している過程で今回の対象地を紹介され、本申請に至りました。出力49.5kWの低圧で容量109キロの。設置の際は土砂及び雨水が外に流れないように土留めを設置します。雨水は自然浸透とし、防草シートを設置し砂利は撒きません。除草剤は会社の方針でまかない方針です。弊社設備は一般的に年2回草刈りで保守管理しておりますが状況によっては年3回とする場合があります。

相 京 議 長 ありがとうございます。申請代理人の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

京 増 農 業 委 員 本申請地の隣接地に〇〇さんというお宅があります。本計画によりそちらへの影響はありませんか。

申 請 人 隣接地所有者の〇〇さんは〇〇〇〇さんの〇にあたります。〇〇〇〇さんから説明いただき問題ない旨回答いただきました。

京 増 農 業 委 員 排水計画図を見ると外周に30cm程度の高さの土留・雨水止めを設置することですが、雨量的に問題ないですか。

申 請 人 問題ないです。

相 京 議 長 他にないようなので、質疑を終了します。申請代理人におかれましては、お忙しいところご苦労様でした。

(申請代理人 退室)

相 京 議 長 それでは、これから採決を行います。採決については議案ごとに行います。はじめに、第2号議案 農地法第5条許可申請 整理番号1について許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

中 村 事 務 局 長 挙手全員です。

相 京 議 長 採決の結果、挙手全員ですので農地法第5条許可申請 整理番号1につきましては許可相当とすることに決定し、県に進達します。

相 京 議 長 続いて、第2号議案 農地法第5条許可申請 整理番号2について採決を行います。許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

中 村 事 務 局 長 挙手全員です。

相 京 議 長 採決の結果、挙手全員ですので農地法第5条許可申請 整理番号2につきまして  
しては許可相当とすることに決定し、県に進達します。

相 京 議 長 次に、その他（1）視察研修について、事務局より説明をお願いします。

（視察研修について）

相 京 議 長 次に、その他（2）遊休農地利用意向調査について、事務局より説明をお願い  
します。

（遊休農地利用意向調査）

相 京 議 長 次に、その他（3）その他について、事務局より何かありましたらお願いし  
ます。

（ふるさとまつりアンケート結果について）

（その他）

相 京 議 長 それでは、最後に来月の総会の日程ですが、事務局案がありましたらお願い  
します。

中村事務局長 9日の火曜日はいかがでしょう。

相 京 議 長 ただ今、9日の火曜日が事務局案として出ましたが、いかがでしょうか。特  
にないようなので、来月の総会は、9日の火曜日で決定させていただきます。  
それではこれで、議案、その他が終了しましたので、議長を降ろさせていた  
だき、事務局にお返しします。慎重審議ありがとうございました。

中村事務局長 それでは、これで12月の総会を閉会いたします。